

# 愛のりタクシーを上手に活用しましょう!

愛のりタクシーは、現在3台の乗用車(タクシー)で運行しています。皆さんの相乗りによって効率的、低コストの事業運営が可能となります。ぜひご利用ください。

なお、平成27年度上半期(4月~10月)の利用状況は表のとおりとなります。空いている曜日・時間の確認にご利用ください。併せて、お問い合わせの多い質問の中で、予約と利用についてのQ&Aを掲載します。

問い合わせ/都市計画課(☎581・2121内線242)へ。

予約受付※お間違のないようお願いします。  
☎580・0555



## Q 予約の受付はいつから?

A 予約日の1週間前から1時間前まで予約できます。予約受付時間は午前8時~午後5時です。また、年末年始(12月29日~1月3日)の受付は行いません。

## Q 往復の予約はできる?

A 一度に最大6件まで予約可能です。帰りもご利用される場合は、必ず往復の予約をしてください。

## Q 予約できない場合は?

A 予約が集中した場合は、希望の時間に予約できないこともあります。その場合、希望の時間になるべく近い替わりの時間をお知らせします。

## Q 予約の変更は?

A 原則として利用日の前日までをお願いします。なお、予約時間の変更は希望に添えない場合があります。

## Q キャンセルは可能?

A 原則として利用日の前日までをお願いします。ただし、緊急時は当日でも可能です。キャンセル料はかかりませんが、必ず予約センターに連絡してください。連絡せずに乗車しないことが多くある場合、その後の予約をお断りする場合があります。

## Q 利用料金は?

A 1回の利用につき1人300円です。ただし、未就学児の利用は、大人1人の同乗につき1人無料です。未就学児のみの乗車はできません。乗車時に運転手に現金でお支払ください。

## Q 高額紙幣しかないのですが?

A 乗車する前に小銭を用意してください。状況により乗車できない場合があります。



## Q 予約した時間にはどこにいればいいの?

A 所定の場所(自宅の玄関前、集合住宅等の場合は入り口付近)で待っててください。

## Q 荷物の持ち運びはしてもらえますか?

A 持ち運びはしません。ご自身での運搬をお願いします。なお、トランクへの積み下ろしは行います。

## Q 普通のタクシーよりサービスが悪いのですが?

A 同等のサービスを目指しますが、相乗りですので一般のタクシーとは異なります。ご了承ください。

## Q 身体に障害のある方の乗車は可能?

A 自身で乗車できる場合は可能です。自身で乗車できない場合は、介助者がいれば乗車できます(介助者料金必要)。また、車いすは折り畳み式のみ利用可能です。

## Q ペットも一緒に乗せたいのですが?

A できません。ただし、盲導犬(介助犬)は可能です。予約時にその旨を必ず伝えてください。

## Q 他の人と一緒に乗りたくないのですが?

A 相乗りになりますので、そのようなご要望は受け付けられません。ご了承ください。

## Q タクシーの内装が気に入らないので変えてほしいのですが?

A 変えることはできません。また、他のタクシーへの乗り換えもできません。

## Q 途中で用事を済ませたいのですが?

A 車両を待たせて、途中で降車することはできません。また、目的地の変更もできません。

## Q 予約時間に遅れた場合は?

A 次の利用者に影響が出ると判断した場合、長く待つことなく出発します。

## Q 予約した時間にタクシーが来ないのですが?

A 相乗り、交通事情等から10分から15分程度予約した時間とずれる場合がありますがご了承ください。15分程度過ぎた場合、オペレーターへ連絡をお願いします。

## Q 町外に行ける?

A 町内のみの運行となります。町外へ行く場合は、公共交通機関や一般のタクシーをご利用ください。

## 1月から

# マイナンバーの利用がスタートします!

1月から、マイナンバー(個人番号)の利用が開始され、町に提出する書類の一部にマイナンバーの記入が必要になりました。申請書や届出書等の様式が変更になっているものもありますので、詳しくは各担当課にお問い合わせください。



## ●マイナンバーを利用する主な手続き

役場代表 ☎581・2121

	主な手続き	担当課(内線番号)	主な手続き	担当課(内線番号)
税金	・町税減免申請 ・償却資産申告	税務課 (154・159)	・児童手当の認定請求 ・児童扶養手当の認定請求 ・特別児童扶養手当の認定請求 ・こども医療費、ひとり親家庭等医療費支給申請	子育て支援課 (133)
	【国民健康保険】 ・資格取得、喪失等の届出 ・被保険者証等の再交付申請 ・高額療養費、療養費等の支給申請 ・限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付申請	町民課 (113~115)	・保育所入所申込 ・妊娠届(母子健康手帳の交付申請)	子育て支援課 (131・132) 保健福祉総合センター (☎581・8500)
保険・医療	【後期高齢者医療制度】 ・資格取得、喪失等の届出・申請 ・被保険者証等の再交付申請 ・高額療養費、療養費等の支給申請 ・限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付申請	町民課 (111・112)	・療育医療給付申請	健康福祉課 (121・122・125)
	町営住宅 ・町営住宅への入居申告 ・町営住宅入居者による収入申告	建設課 (231)	介護保険 ・介護認定・更新・区分変更申請 ・被保険者証等の再交付申請 ・負担限度額認定申請	健康福祉課 (123・124)
学校教育	・私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請 ・修学資金給与申請 ・要保護および準要保護児童生徒就学援助費交付申請 ・学校安全保健法による医療費援助申請	教育総務課 (511)	福祉 ・障害者手帳申請 ・特別障害者手当、障害児福祉手当申請 ・補装具費、障害福祉サービス等申請 ・自立支援医療支給認定申請 ・重度心身障害者医療費支給申請 ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求およびその他援護恩給に関する申請・請求	健康福祉課 (121・122・125)

※上記の手続き以外にも、マイナンバーが必要になる場合があります。

## ●マイナンバーを利用する手続きの際は「マイナンバーが正しいことの確認」と「本人であることの確認」が必要となります。確認に必要な書類等は次のとおりです。

マイナンバーが正しいことの確認	本人であることの確認
<p>マイナンバーの確認用と本人であることの確認用に、それぞれ以下の書類等が必要になります。</p> <p><b>通知カード</b> (昨年郵送されたもの)</p>	<p>①または②</p> <p>①以下のうち 1点 運転免許証、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、在留カード等</p> <p>②以下のうち 2点 各種健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳等</p>
<p><b>個人番号カード</b>(1枚で両方の確認が可能。交付については、本誌21頁をご覧ください。)</p>	

## マイナンバー制度に便乗した詐欺にご注意ください!

マイナンバーの利用手続等で、国や自治体の職員が口座番号、家族構成、資産や年金・保険の状況等を聞くことはありません。不審な電話などを受けたら、寄居町消費生活センター(☎581・2121内線208)や寄居警察署(☎581・0110)にご相談ください。

## 問い合わせ

マイナンバー制度についてはマイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120・95・0178)、または総合政策課(☎581・2121内線463・464)、手続きの内容については各担当課へ。